

滋賀労働局発表  
令和4年6月30日

担当	滋賀労働局労働基準部 健康安全課長 吉村 賢一 安全専門官 谷澤 健太 電話：077 - 522 - 6650 077 - 526 - 5538（夜間）
----	--



## 滋賀労働局長が建設現場を安全パトロール

～ 7月13日(水)、守山市新庁舎建設現場～

滋賀労働局（局長 小島 裕）では、「全国安全週間（7月1日から7日）」並びに「建設業労働災害防止強化週間」（7月20日から26日）に合わせて、作業現場の安全意識の高揚を図るため、建設工事現場に対して、安全パトロールを実施します。

### ポイント

- 1 建設業労働災害防止強化週間の準備期間中（7月1日～19日）、**滋賀労働局長による現場の安全パトロール**（実施日時：令和4年7月13日（水）午前10時から、対象現場：守山市新庁舎工事、元請事業場：(株)竹中工務店京都支店）を実施し、墜落・転落災害、熱中症等の防止を呼びかけるとともに、現場での取組状況を視察します（参考資料1）。

**当日の取材をお願いします。**

取材される場合は前日午後5時までに上記担当あてにご連絡をお願いします。



- 2 令和3年（1～12月）における滋賀県内の建設業における労働災害発生状況は、労働災害による死亡者数が1人と令和2年の6人から減少し、休業4日以上死傷者数も新型コロナウイルス感染症のり患者（R3:50人）を除くと前年より減少しました。

しかしながら、死亡災害の原因は「墜落・転落」災害によるもので、休業4日以上死傷災害のうち「墜落・転落」災害を原因とするものが全体の約20.6%を占め、依然として高い水準で推移しています（参考資料2～5）。

- 3 滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、7月20日から26日を「建設業労働災害防止強化週間」（7月27日から7月31日までを「事後措置期間」とし、県内の建設関係事業場、建設現場等に、日常の安全衛生活動の総点検の実施、労働災害防止対策の徹底等を要請しています（参考資料6）。

資料 1

# 令和 4 年度滋賀労働局長現場パトロール

## 実施日

令和 4 年 7 月 13 日 (水) 10 時 00 分 ~ 11 時 45 分

## パトロール現場の概要

特定元方事業者：(株)竹中工務店 京都支店  
(施工者)

工事の名称：守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備  
に係る DB 事業工事

所在地：滋賀県守山市吉身 2-5-22

工事発注者：守山市長 宮本和宏

工期：2021 年 7 月 20 日 ~ 2024 年 8 月 30 日

進捗率：約 13.5% (7 月上旬見込み)

工事概要：鉄骨建方・地上躯体工事

予定作業：外構埋設配管、鉄骨建方準備

予定人員：約 30 名

## 出席者

滋賀労働局 (3 名)

局長 小島 裕

健康安全課長 吉村 賢一

安全専門官 谷澤 健太

大津労働基準監督署 (1 名)

署長 宮木 義博

建設業労働災害防止協会滋賀県支部 (3 名)

事業発注者 (守山市)

施工者

(株)竹中工務店京都支店

上垣幸司 所長 他



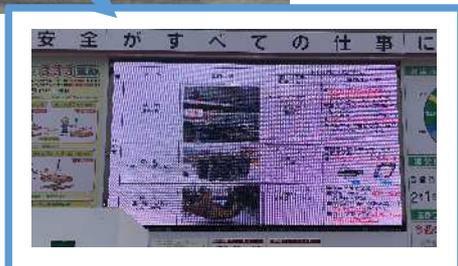
## 当日のスケジュール (予定)

- ~ 10:00 現場到着、現場事務所へ移動
- 10:00 ~ 開始  
施工者より施設目的、工事概要及び安全衛生活動等の説明
- 10:30 ~ 工事現場朝礼場所へ移動  
作業所長「挨拶」  
滋賀労働局長「安全訓話」
- 10:40 ~ 工事現場巡視
- 11:15 ~ 現場事務所へ移動
- 11:20 ~ パトロール出席者より「個別講評」  
大津労働基準監督署長「総括講評」

## ピックアップ《現場の安全対策等の見どころ》



デジタルサイネージ  
による作業工程、熱中  
症等のアラートの表示



施工者(竹中工務店)の研修施設による  
墜落・転落災害の体感研修等による作業  
員の安全意識の向上。

作業員のスマホを使った作業指示や  
進捗管理による作業の効率化



## 当日の取材について

現場パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、事前に担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。取材にあたっては下記事項にご注意願います。

雨天等による中止の場合には、当日、電話連絡いたします。

工事現場内ではヘルメット着用をお願いいたします。ヘルメットは一定数、貸出可能ですので、必要であれば取材申込時にお申し付け下さい。

現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲など、現場入場時に説明します。

遵守事項の徹底をお願いいたします。

## 守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業工事 (滋賀県守山市吉身2-5-22)

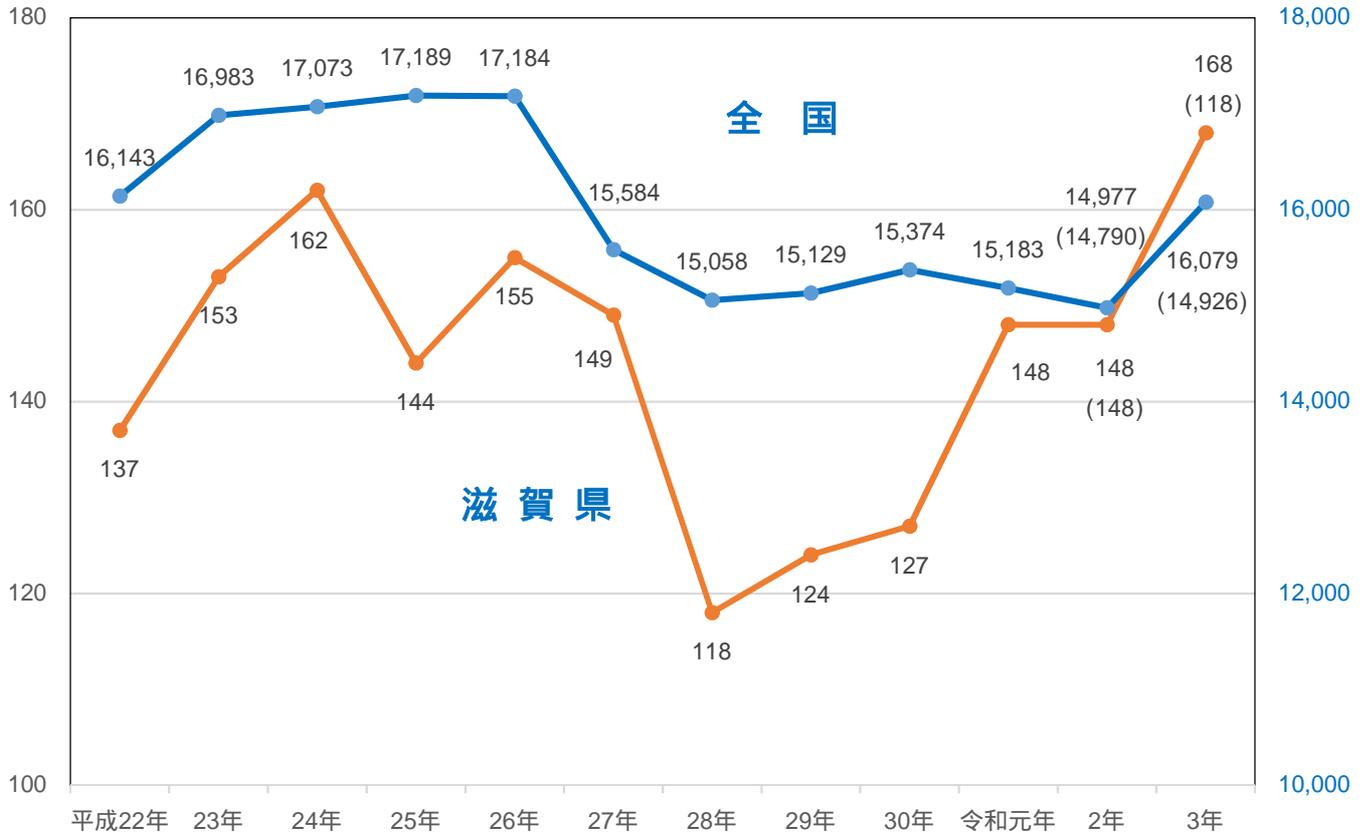
(株)竹中工務店京都支店 守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業作業所  
建築地:〒524-8585 滋賀県守山市吉身2丁目5-22  
駐車場:滋賀県守山市守山3丁目15-1付近



守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業

TAKENAKA CORPORATION

**資料2** 休業4日以上の死傷者数の推移（建設業 滋賀県、全国）



( )内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

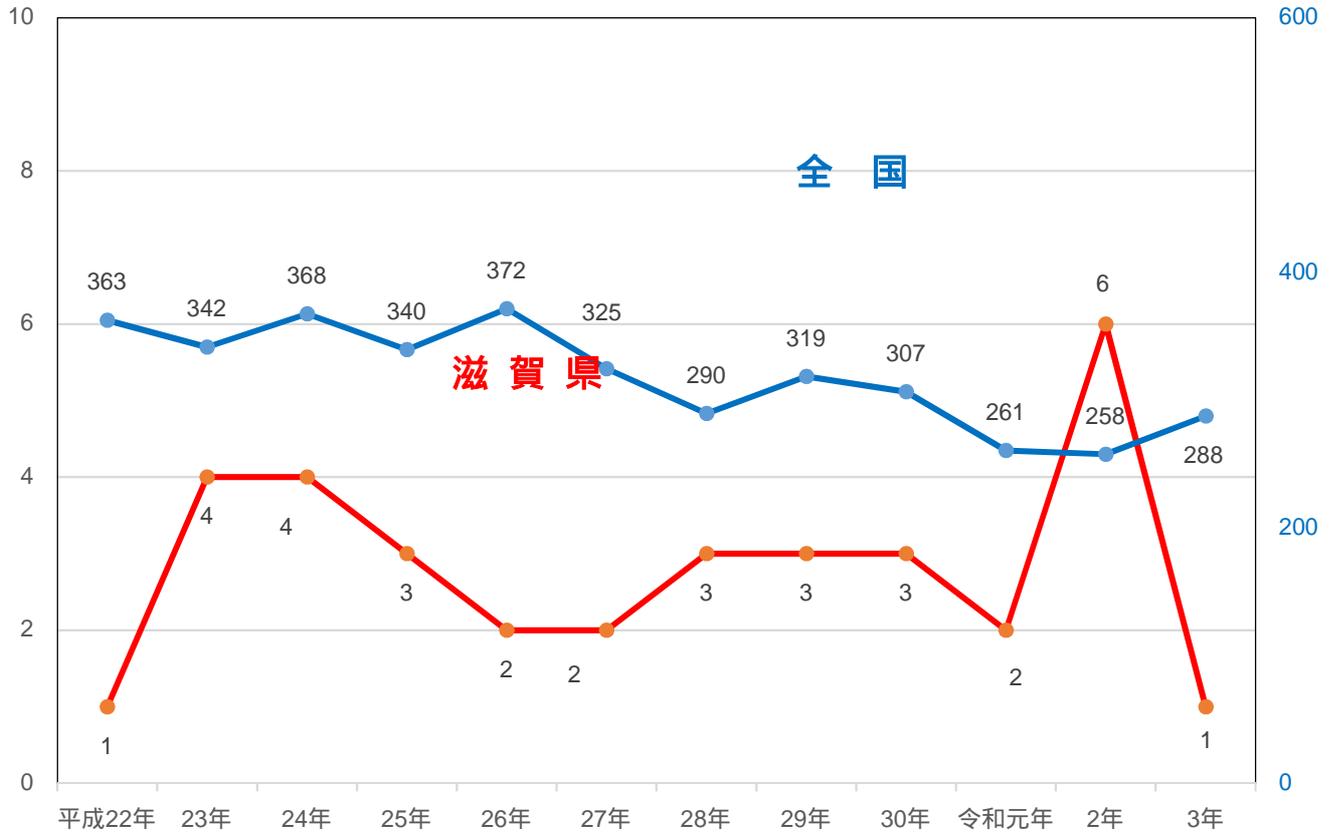
令和3年における、滋賀県内の休業4日以上の死傷者数は、168人と前年に比べ20件の増加。

滋賀県内では平成29年以降、増加傾向が続いているが、新型コロナウイルス感染症を除いた令和3年の死傷者数は118人。

令和3年の事故の型別では、全国、滋賀県ともに墜落・転落災害(4,869人、36人)が最多。

同様に次いで、「はさまれ・巻き込まれ災害」(1,676人、25人)、「転倒災害」(1,666人、14人)の順。

**参考3** 労働災害による死亡者数の推移（滋賀県、全国、建設業）



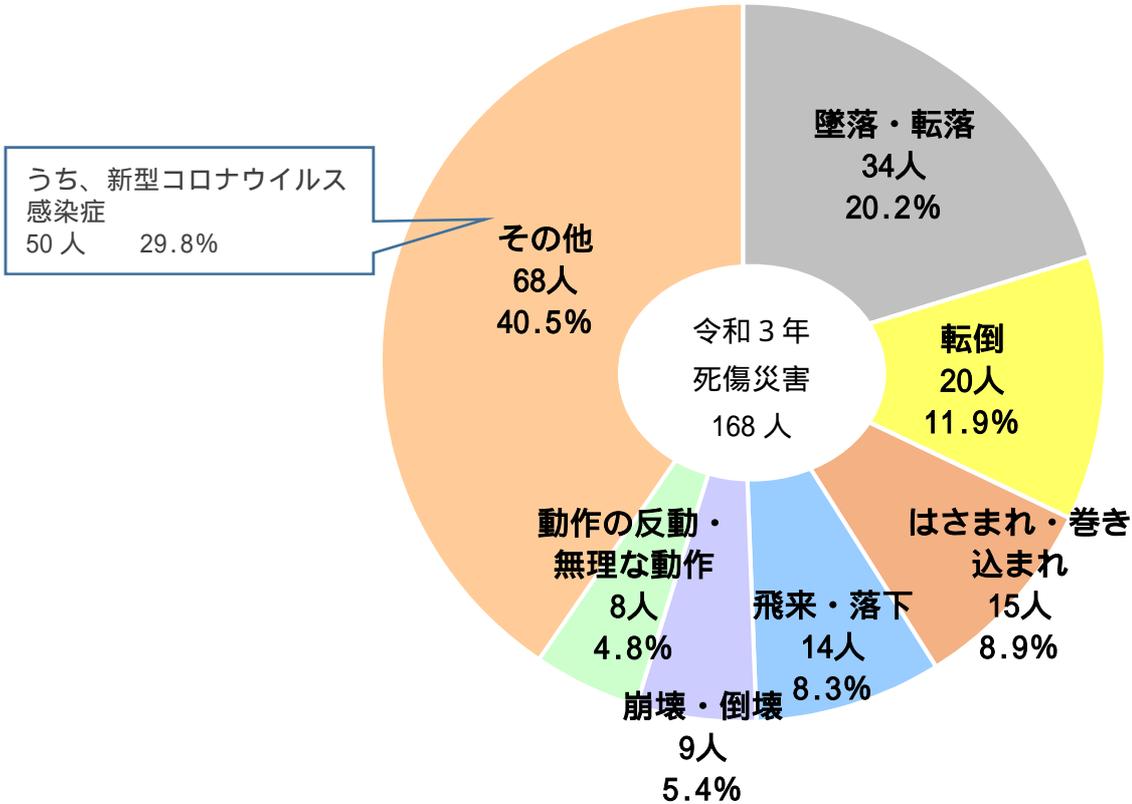
令和3年における、滋賀県内の建設業における労働災害による死亡者数は1人。前年から5人の減少。

令和3年の全国の死亡者の事故の型では「墜落・転落」(110人)が最多。

令和3年の滋賀県の死亡者の事故の型も「墜落・転落」。

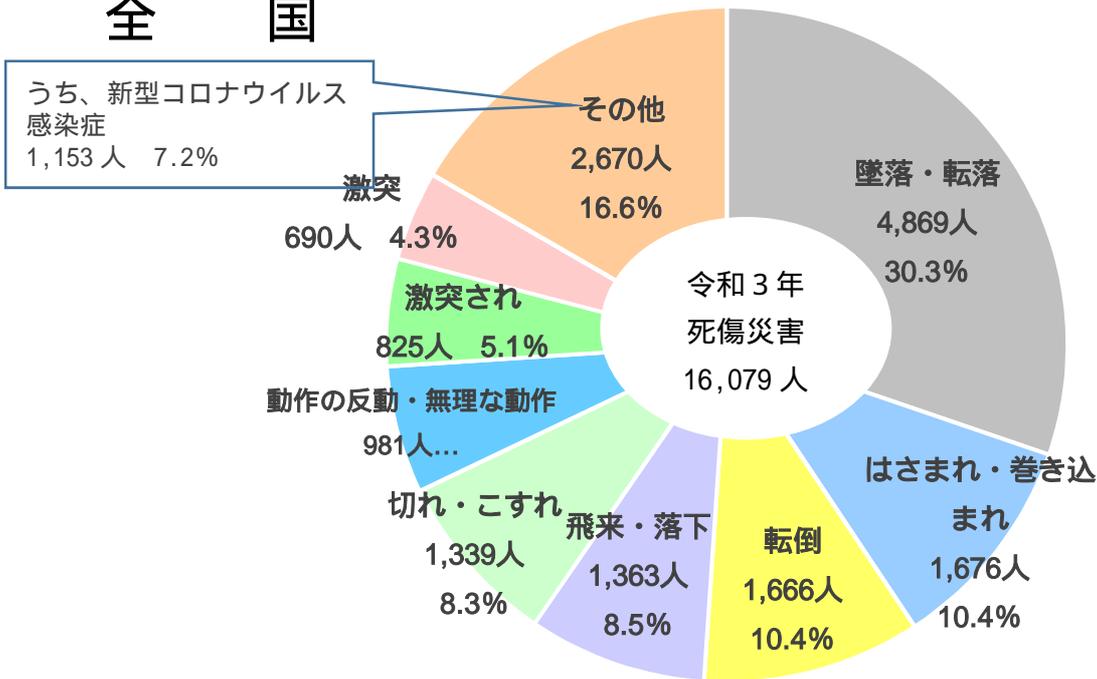
**参考4** 令和3年 事故の型別労働災害発生状況  
 (滋賀県、全国、建設業、休業4日以上之死傷災害)

**滋 賀 県**



滋賀県の令和3年の建設業における休業4日以上之死傷災害は、「新型コロナウイルス感染症」による災害が最も多いが、墜落・転落災害が依然として高い割合で発生。

**全 国**



**参考 5**

**令和 3 年 死亡災害の概要（滋賀県、建設業）**

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 概 要
1	河川土木 工事 (2名)	3月 11時頃	墜落・転落	車両系建設機 械運転者 50歳代	被災者は、河川改良工事のためロードローラーを運転し、土手を平らにする作業を行っていたところ、ロードローラーごと法面を転落し、ロードローラーの下敷きになり、死亡したものの。

**令和 2 年 死亡災害の概要（滋賀県、建設業）**

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 概 要
1	上下水道 工事業 (1名)	2月 14時頃	崩壊・倒壊	作業員・ 技能者 30歳代	被災者は、幅 1.1m、深さ 3.5m に掘削した掘削床において、下水道管の埋設作業を行っていたが、掘削面が崩壊し、崩れた土砂に埋もれたもの。
2	建築設備 工事業 (4名)	2月 19時頃	交通事故 (道路)	作業員・ 技能者 20歳代	被災者は、自動車を運転して道路を走行中、自動車がスリップして道路をふさぐように停車したところに、後続のトラックが自動車の運転席側面に衝突したものの。
3 ・ 4	その他の 建設業 (4名)	4月 18時頃	交通事故 (道路)	作業員・ 技能者 40歳代 及び 50歳代	【 死亡労働者 2名 】 ワゴン車に 8人が乗り合わせ、工事現場から事務所へ戻るため高速道路を走行中、道路のカーブ部分でスリップして側壁に衝突し、車の外に投げ出された 2人が死亡し、他の 6人も負傷したものの。
5	その他の 建設業 (7名)	6月 13時頃	爆発	作業員・ 技能者 40歳代	製造設備の撤去作業において、メチルエチルケトンを用いていた処理槽の解体のため、被災者は、プラズマ溶断を行っていたところ、爆発が起こり、その衝撃で死亡したものの。

令和 4 年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱

1 趣 旨

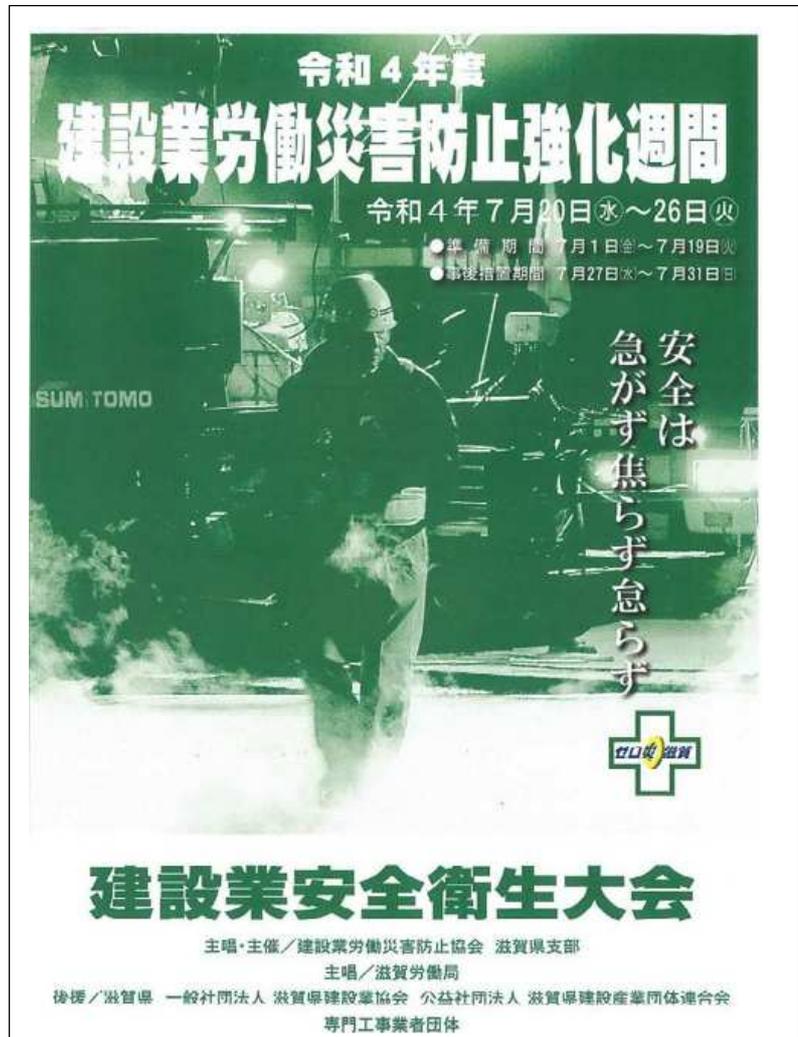
滋賀県内の建設業における令和 3 年の死傷者数は 168 人(新型コロナウイルス感染症のり患者 50 人を含む)と前年に比べ 20 人の増加となったものの、新型コロナウイルス感染症のり患者を除いた従来型の労働災害に限れば、前年比 30 人の減少となる 118 人で、統計が残る昭和 26 年以降、最小となった。また、死亡者数も、前年と比べ 5 人減少し、最小であった平成 22 年以降の 1 人となった。

労働災害の内訳を見ると、死亡災害は「墜落・転落」災害によるものであり、休業 4 日以上従来型の死傷災害全体に占める割合が約 28%と事故の型別で最も高い割合となっており、引き続き重篤な労働災害につながりやすい「墜落・転落」災害撲滅のため、フルハーネス型墜落制止用器具の使用徹底等の取組みを強化する必要がある。

また、令和 5 年 4 月 1 日には、労働安全衛生法第 22 条に規定する健康障害を防止するため、特に安全衛生法に基づく有機溶剤中毒予防規則等 11 省令で定める健康障害に係る業務又は作業を行う事業者に対し、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す 当該業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す 等の改正が予定され、これまで労働安全衛生法の保護対象としてこなかった労働者以外の者に対して新たに事業者措置義務が課されるなど、建設工事従事者全体の健康確保にもより一層の配慮が求められるところである。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者課せられていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要がある。

そして、滋賀県の建設業の健全な発展を確保し、若者や女性をはじめ、より多くの労働者が集まる魅力ある産業とするためにも、労働災害防止の取組みを徹底する必要があることから、滋賀労働局においては、第 13 次労働災害防止推進計画に基づき、特に事故の型別で上位を占める「転倒」「腰痛等」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」災害を



“ワースト4災害”と称し、その防止を重点対策に掲げ各種の取組みを行うとともに、建設業において重篤な災害につながる「墜落・転落」災害防止を目的とする「ゼロ災滋賀 命綱 GO(いのちつなごう)活動」を推進している。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ワースト4災害防止」「ゼロ災滋賀・命綱 GO(いのちつなごう)」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間(以下「強化週間」という。)を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

## 2 実施期間

令和4年7月20日(水)から令和4年7月26日(火)までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7月1日(金)から7月19日(火)までを準備期間とし、7月27日(水)から7月31日(日)までを事後措置期間とする。

## 3 スローガン

**安全は 急がず焦らず怠らず**  
(令和4年度全国安全週間スローガン)

## 4 主唱者

滋 賀 労 働 局  
大 津 労 働 基 準 監 督 署  
彦 根 労 働 基 準 監 督 署  
東 近 江 労 働 基 準 監 督 署  
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

## 5 協力者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

## 6 実施者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

## 7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場安全パトロールの実施
- (2) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導等の実施
- (3) 建設業安全衛生大会の開催
- (4) 報道機関への広報の実施
- (5) 実施者及び関係機関への周知
- (6) 安全衛生関係資料等の配布
- (7) 実施者の実施事項についての指導援助

## 8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検(リスク点検)を行い、事業場における安全衛生活動の

現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀 命綱 GO (いのちつなごう) 活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

なお、これらの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を避けることを徹底して取り組むこと。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業員への呼びかけ
- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価